

産業廃棄物不法投棄について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

平成18年4月17日に市が株式会社善商、ニッカン株式会社及びこれら2社の関係者5人に対して発出していた産業廃棄物撤去に係る措置命令の着手期限が、7月17日に到来したことを受け、当該命令に係る着手状況及び今後の対応について報告します。

1 措置命令に係る着手状況について

(1) 株式会社善商及び同社の関係者の着手状況

株式会社善商従業員と疋田優により着手され、一部について履行を確認しました。これまで市の指導に従い、

- ・撤去に向けた産業廃棄物の選別を行っていること
- ・選別後の木くずを5月2日から6月20日までの間に913 m³を搬出していること
- ・撤去要請に応じている排出事業者等への積み込み作業を行っていること

から、措置命令を履行する意思があると認められますので、引き続き指導を続けていきます。

(2) ニッカン株式会社及び同社の関係者の着手状況

これまでのところ、着手しておらず、措置命令の履行の動きは認められません。このため、7月10日に、ニッカン株式会社の関係者に対して措置命令の履行について書面により催告しました。今後も措置命令の履行を強く指導していきます。

2 今後の対応について

(1) 株式会社善商従業員と疋田優により一部着手されているものの、現時点における撤去量を捉えると履行期限内に完了できるとは断定しがたいが、措置命令を履行する意思があると認められることから、撤去の履行をさらに進めるよう指導します。

なお、代執行に移行すべきかの判断は、今後の進捗状況を勘案して決することとします。

(2) 現場においては、措置命令発出以降においても、撤去要請に応じる排出事業者等の撤去量も増加しており、約3か月間で撤去の申し出者数が11社、申し出量8,000 m³、撤去量6,000 m³増加し、6月末現在で、それぞれ101社、約88,000 m³、約56,000 m³に達しており、撤去作業は進んでいる状況です。

また、排出事業者への新たな措置命令の発出準備も進めており、現場の掘削・撤去作業範囲はさらに拡大するものと予想されます。

したがって、作業環境等の一層の安全性の確保のため、さらには今後の効率的な撤去作業の推進のために必要な調査を実施します。

その調査結果は、環境省との協議や産廃特措法の実施計画に活用することとします。